

道路特定事業計画書【準特定経路】

経路名 -1 県民センター側川沿い(市道高島台第98号線 他)
 事業区間 きた通路西口広場～西鶴屋橋
 道路延長 170m
 事業予定年度 平成19～20年度

【整備方針】

かながわ県民センター、神奈川歯科大学横浜クリニック方面へ至る経路で、歩道が階段(一部スロープ)であるため、車椅子などの通行が困難となっている。

そこで、川沿いの経路については、「段差・すりつけ勾配」や「視覚障害者誘導用ブロック」などの全面改修を実施する。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の新設	m	-		
歩道の拡幅	m	-		
道路構造の改修				
全面改修	m	120	1	
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	-	
	横断勾配の改修	箇所	-	
	縦断勾配の改修	箇所	-	
	舗装材の改修	m ²	-	
	排水施設の改修	箇所	-	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m	163	図示
	改修	m	-	
交差点等の部分敷設	新設	箇所	1	3
	改修	箇所	2	2,4
その他				
車止めの改修	箇所	1	1	

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

河川管理者、首都高速道路株式会社と調整を図り実施

